

大阪府私立高等学校等学び直し支援金の受給資格認定等に係る事務要項

(趣旨)

第1条 大阪府私立高等学校等学び直し支援金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第5条の規定に基づき、大阪府私立高等学校等学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）の受給資格認定等に係る事務要項（以下「認定要項」という。）を次のように定める。

(受給資格の認定及び通知等)

第2条 交付要綱第2条に規定する私立高等学校等の生徒のうち、交付要綱第4条第1項各号に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、学び直し支援金の支給を受けようとするときは、その在学する私立高等学校等（その者が同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、その選択した一の高等学校等の課程。）の設置者（以下「設置者」という。）を通じて、大阪府教育長（以下「教育長」という。）に対し、当該私立高等学校等における就学について学び直し支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

2 前項に規定する認定の申請は、受給資格者が、大阪府私立高等学校等学び直し支援金受給資格認定申請書（様式第1号）に、保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下「令」という。）第1条第2項に規定する保護者等をいう。以下第4条第2項及び第5条第3項において同じ。）の課税証明書等（令第1条第2項第1号に規定する合計額及び同項第2号に規定する額を明らかにすることのできる市町村（特別区を含む。）の長の証明書その他の書類をいう。以下第4条第2項及び第5条第3項において同じ。）又は個人番号カードの写し等（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの写しその他の書類をいう。以下第4条第2項及び第5条第2項並びに同条第3項において同じ）を添付して、当該受給資格者が在学する私立高等学校等の設置者を通じて、教育長に提出することによって行うものとする。

3 教育長は、前2項に規定する認定をしたとき又は認定をしなかったときは、その旨を同項に規定する申請を行った者に対し、その者が在学する私立高等学校等の設置者を通じて、通知するものとする。

4 教育長による受給資格の認定を受けた受給資格認定者（交付要綱第4条第1項に規定する受給資格認定者をいう。以下同じ。）は、氏名を変更したときは、その旨を支給対象私立高等学校等（当該認定にかかる私立高等学校等をいう。以下同じ。）の設置者を通じて、速やかに教育長に届け出なければならない。

(受給事由消滅の届出及び通知)

第3条 支給対象私立高等学校等の設置者は、当該支給対象私立高等学校等に在学する受給資格認定者に係る学び直し支援金の支給を受ける事由が消滅したときは、その旨を速やかに教育長に届け出なければならない。

2 教育長は、前項の規定による届出があったときは、その旨を当該届出に係る受給資格認定者であった者に対し、支給対象私立高等学校等であった私立高等学校等の設置者を通じて、通知するものとする。

(学び直し支援金の支給の停止等)

第4条 学び直し支援金は、受給資格認定者が支給対象私立高等学校等を休学した場合において、受給資格認定者が、大阪府私立高等学校等学び直し支援金の支給停止申出書（様式第2号）を支給対象私立高等学校等の設置者を通じて、教育長に申し出たときは、その申出をした日（当該申出が支給対象私立高等学校等の設置者に到達した日をいう。）の属する月の翌月から当該場合に該当しなくなった旨の申出をした日（当該申出が支給対象私立高等学校等の設置者に到達した日をいう。）の属する月までの間、その支給を停止する。

2 前項の規定による申出をした受給資格認定者は、前項に規定する停止事由に該当しなくなったときは、大阪府私立高等学校等学び直し支援金の支給再開申出書（様式第3号）に、収入状況届出書等（大阪府私立高等学校等学び直し支援金収入状況届出書（様式第1号）に保護者等の課税証明書等又は個人番号カードの写し等を添付したもの）を添付して、支給対象私立高等学校等の設置者を通じて教育長に提出しなければならない。ただし、既に保護者等の課税証明書等又は個人番号カードの写し等を提出している場合にあっては、当該申出書のみを提出すれば足りる。

3 教育長は、第1項の規定による申出により学び直し支援金の支給を停止したとき又は前項の申出に基づき学び直し支援金の支給を再開したときは、その旨を当該申出を行った受給資格認定者に対し、支給対象私立高等学校等の設置者を通じて、通知するものとする。

(収入状況の届出等)

第5条 受給資格認定者は、教育長に対し、保護者等の収入の状況に関する事項を届け出なければならない。

2 前項に規定する届出は、受給資格認定者が、毎年度、教育長の定める日までに、収入状況届出書等を、支給対象私立高等学校等の設置者を通じて、教育長に提出することによって行わなければならない。ただし、既に個人番号カードの写し等を提出している場合にあっては、前項に規定する届出は要しないこととし、前条第1項の規定により学び直し支援金の支給が停止されている場合にあっては、前条第2項の規定により行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、受給資格認定者は、当該受給資格認定者に係る保護者等について変更があったときは、収入状況届出書等を、支給対象私立高等学校

等の設置者を通じて、速やかに教育長に提出しなければならない。ただし、既に当該保護者等の課税証明書等又は個人番号カードの写し等を提出している場合にあっては、これを添付することを要しない。

- 4 教育長は、第2項の規定による届出があった場合において、当該届出を行った者が交付要綱第4条第1項第7号に該当しないと認めたときは、その旨をその者に対し、その者が在学する私立高等学校等の設置者を通じて、通知するものとする。

(支払の一時差止め)

第6条 教育長は、受給資格認定者が、正当な理由がなく前条の規定による届出をしないときは、学び直し支援金の支払を一時差し止めることができる。

(その他)

第7条 この認定要項に定めのない事項その他学び直し支援金の受給資格認定等に係る事務手続きに関し必要な事項は、別途、教育長が定めるところによる。

附 則

この要項は、平成28年11月1日から施行し、平成28年度の事業から適用する。

この要項は、平成29年11月1日から施行し、平成29年度の事業から適用する。

この要項は、平成30年10月9日から施行し、平成30年度の事業から適用する。

但し、平成30年6月以前の新入生が、平成30年度4月から6月の学び直し支援金の支給を受けようとする場合は、なお従前の例による。

附 則

この要項は、令和元年6月18日から施行し、令和元年度の事業から適用する。

附 則

この要項は、令和2年8月5日から施行し、令和2年度の事業から適用する。

但し、令和2年6月以前の新入生が、令和2年度4月から6月の学び直し支援金の支給を受けようとする場合は、なお従前の例による。